

企年連発 339-2 号
平成 21 年 11 月 17 日

確定拠出年金実施事業主 殿

企業年金連合会
理事 熊沢 昭佳
(公印略)

社会保険庁の保有する住所情報の照会について

平素は連合会の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省から通知「社会保険庁の保有する住所情報の確定拠出年金への提供について」(平成 21 年 11 月 5 日付年企発第 1105 第 9 号)が発出されたことにより、確定拠出年金を実施する事業主(以下「実施事業主」という。)におかれても、当連合会を經由して社会保険庁の保有する住所情報の照会が可能となりました。

つきましては、住所情報の照会を希望される実施事業主におかれては、下記により当連に手続きいただきますようお願いいたします。また、各手続き等の詳細につきましては、当連合会ホームページ上(http://www.pfa.or.jp/nenkin/jusho_joho/)の「住所情報照会 事務処理要領」をご確認のうえ、お取扱いいただきますようお願いいたします。

なお、この度の当連合会の一連の事務取扱いにつきましては、厚生労働省と協議のうえ行っておりますことを念のため申し添えます。

記

住所情報照会に必要な手続きについて

(1) 住所情報照会に係る事前手続きについて

実施事業主が社会保険庁の保有する住所情報の提供を受けるためには、社会保険庁に対して「社会保険庁の保有する住所情報の提供について(依頼)」と「申出書」を提出し、社会保険庁長官の承認を得ることが必要です。

承認後、当連合会に「社会保険庁の保有する住所情報の照会に係る申込書」*¹(以下「申込書」という。)により、住所情報照会の申込み手続きを行ってください(初回のみ)。

申込書受付終了後に当連合会から「受領書(会員用)」または「受領書(非会員用)」*²を送付いたしますので、受領書到着後、当連合会あて住所情報照会の依頼を行ってください。

*¹: 申込書は、連合会の会員、非会員とで様式が異なるため、後述の「(2) 住所情報照会に使用する申込書について」において使用する申込書をご確認ください。

*²: 非会員には住所情報照会専用の登録番号を併せて通知いたしますので、住所情報照会依頼の際にはこの登録番号を使用してください。また、住所情報の照会等事務に要する諸経費(人件費、送付料、消耗品等)のお支払をお願いいたしますのでご了承ください。

(2) 住所情報照会に使用する申込書について

・ 連合会会員の¹場合

申込書 2

・ 連合会非会員の²場合

申込書 4

住所情報照会の「申込書 2」「申込書 4」は連合会ホームページよりダウンロードして使用してください。

住所情報の照会方法及び提供方法について

(1) 住所情報照会の依頼方法について

住所情報照会は、「住所照会依頼書」と住所不明者にかかるデータ（電子媒体（CD-R・FD）または住所照会票）を毎月 10 日（締切日当日が土日休日の場合は翌営業日）までに当連合会に提出してください。

(2) 住所情報の提供について

住所情報照会対象者の「基本項目」^{*3} が、社会保険庁（社会保険業務センター）で管理している「基本項目」^{*3} と一致（または社会保険庁の変更履歴の検索により変更前の基本項目と一致）した場合に住所情報が提供されます。

しかし、提供された住所情報は、照会時点で社会保険庁が保有している住所のため、現在（直近）の住所と相違する場合があります。また、住所不明等により住所情報が提供されない場合もありますので、予めご了解ください。

*3：「基礎年金番号」「氏名（カナ）」「生年月日」「性別」の 4 項目。

(3) 住所情報の提供方法及び提供時期について

住所情報の提供を受ける媒体（CD-R・FD または 帳票）については、「申込書」にて選択していただきます。

住所情報の照会から提供までは通常 2 ヶ月を要しますが、照会件数が多い場合は 3～4 ヶ月かかる場合もありますので、予めご了承ください。

[お問合せ先]

以上

企業年金連合会	年金サービスセンター
年金記録課	記録提供係
T E L	03 - 5401 - 8737
F A X	03 - 5401 - 8740
E - m a i l	teikyoub@pfa.or.jp